

広島県犯罪被害者等支援条例《素案》の概要

1 趣旨

広島県犯罪被害者等支援条例の議会提案に向けて、8月に実施した第2回犯罪被害者等支援検討会における意見聴取、及び県議会生活福祉保健委員会における骨子案の審議等を踏まえ、別紙のとおり、骨子案に文言を追記し素案を策定した。

2 主な追記事項と追記理由

条項	規定の概要	主な追記事項	追記する理由
第9条 取組方針の策定	条例に基づく県の取組方針について、具体化を規定。	取組方針では、「基本的な考え方」「施策の方向」「施策を推進するために必要な事項」を定める旨追記。	条例に基づく県の方針を具体化するために必要と考えられる事項であるため。
第23条 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援	犯罪被害者等基本法に項目のない本県独自条項で、子供等が、被害を認識するための啓発や相談しやすい環境づくりを規定。	潜在化しやすい被害者の例として、子供以外に、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者を追記。	子供以外の潜在化しやすい被害者についても、県による支援の対象であることを示す必要があるため。
第24条 重大事案における支援	犯罪被害者等基本法に項目のない本県独自条項で、死傷者多数等の重大事案発生時の支援体制整備等を規定。	重大事案発生時の支援体制は、県、市町、民間支援団体その他関係機関による旨追記。	事案発生時には、県だけでなく関係機関等と連携して支援することを示す必要があるため。

※素案の全体構成は次頁のとおり

3 今後のスケジュール

- ・令和3年11月4日 第3回広島県犯罪被害者等支援検討会において素案への意見聴取
- ・令和3年11月19日 県議会生活福祉保健委員会に素案提出、パブリックコメント実施
- ・令和4年1月頃 県議会生活福祉保健委員会にパブリックコメントの結果報告等
- ・令和4年2月 定例会に条例案を提出

4 参考資料

「犯罪被害者等支援に関する取組方針」の策定に向けた考え方について

< 条例案の全体構成 >

項目	概要
第1章 総則	
第1条 目的	条例を制定する目的
第2条 定義	条例に用いる言葉の定義
第3条 基本理念	犯罪被害者等支援において踏まえる理念
第4条 県の責務	犯罪被害者等支援における各主体の責務・役割
第5条 県民の役割	
第6条 事業者の役割	
第7条 民間支援団体の役割	
第2章 推進体制等	
第8条 推進体制の整備	関係機関と連携・協力し、支援を推進するための総合的な支援体制の整備等
第9条 取組方針の策定	犯罪被害者等の支援に関する取組方針の策定
第10条 財政上の措置	必要な財政上の措置
第3章 基本的施策	
第11条 相談、情報の提供等	犯罪被害者等への相談、情報提供等
第12条 損害賠償の請求についての援助等	犯罪被害者等が行う損害賠償請求についての情報提供等
第13条 経済的負担の軽減	犯罪被害者等への経済的な助成に関する情報提供、助言等
第14条 心身に受けた影響からの回復	犯罪被害者等への適切な保健医療及び福祉サービスの提供等
第15条 安全の確保	犯罪被害者等の一時保護、防犯に係る指導、個人情報の適切な取扱等
第16条 居住の安定	犯罪被害者等の県営住宅への入居における配慮等
第17条 雇用の安定	事業者の犯罪被害者等への理解を深める施策等
第18条 刑事手続の進捗状況に関する情報の提供等	刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報提供等
第19条 保護、捜査等の過程における配慮等	保護、捜査等の過程における犯罪被害者等への配慮に関する職員の訓練及び啓発、専門的知識を有する職員の配置等
第20条 県民等の理解促進	教育活動、広報活動等による県民等の犯罪被害者等への理解を深める施策等
第21条 人材の育成	支援を担う人材を育成するための研修等
第22条 民間支援団体に対する支援	民間支援団体に対する情報提供、助言等
第23条 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援	子供、性犯罪・性暴力被害者等が、被害を認識するための啓発活動や被害について相談しやすい環境づくり等
第24条 重大事案における支援	死傷者多数等の重大事案発生時の支援体制の整備等

広島県犯罪被害者等支援条例〈素案〉

着色：骨子案からの追記部分

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の被害を軽減又は回復する取組及び社会全体の理解を深め、配慮を促進する取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人も含む。）による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (6) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 県営住宅 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年広島県条例第13号）第2条第2号に規定する公営住宅及び同条第3号に規定する改良住宅をいう。
- (8) 子供 満18歳未満の者をいう。
- (9) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (10) 高齢者 満65歳以上の者をいう。
- (11) 性犯罪・性暴力被害者 犯罪等により性的な被害を受けた者をいう。
- (12) 配偶者からの暴力による被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2号に規定する被害者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪

被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下、「基本理念」という。)にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用して、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるものとする。

第2章 推進体制等

(推進体制の整備)

第8条 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(取組方針の策定)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する取組方針(以下、「方針」という。)を定めるものとする。

- 2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方

(2) 犯罪被害者等支援に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、毎年度、方針に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な施策を講じるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況

及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。

(刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(保護、捜査等の過程における配慮等)

第19条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じるものとする。

(県民等の理解促進)

第20条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策、並びに二次被害が生じることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第23条 県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。

(重大事案における支援)

第24条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その他必要な施策を講じるものとする。

「犯罪被害者等支援に関する取組方針」の策定に向けた考え方について

1 要旨・目的

広島県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）素案第9条に基づき、「犯罪被害者等支援に関する取組方針」（以下、「取組方針」という。）を策定する。

2 策定に当たっての考え方

- ・ 条例に定める基本的施策や条例検討過程で明らかとなった課題等を踏まえ、目指す社会像の実現に向けた施策体系や施策の方向等を整理する。
- ・ 既存の関連計画と整合、連携を図る。

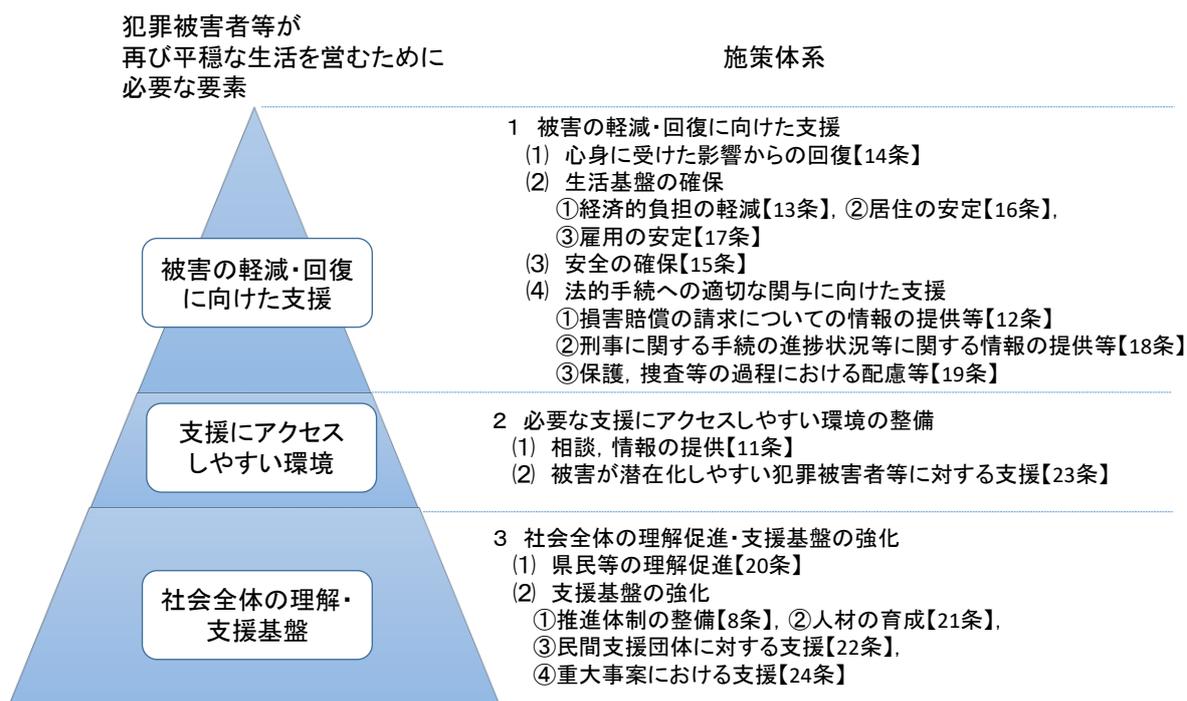
3 策定期期

令和4年3月

（なお、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」の改定期期に合わせて見直し実施）

4 施策体系

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むためには、被害の「軽減・回復に向けた支援」、その支援に「アクセスしやすい環境」、これらの土台となる「社会全体の理解・支援基盤」が必要となる。取組方針を定めるに当たって、これらの3つの要素を踏まえ、条例に定める基本的施策を整理し、施策体系とする。



※【】内は条例の対応条項

5 取組方針の整理に向けた主な検討事項

○ 条例における基本的施策を踏まえ、現行の取組では不十分と考えられる次の事柄について検討する。

・相談・支援基盤の強化

被害による精神面の影響は長期にわたり、被害が原因で困窮する者もいる中、総合的な相談窓口における、既存の医療・福祉制度につなぐ機能が不十分であることを踏まえたコーディネート機能の強化など

・被害が潜在化しやすい犯罪被害者等支援

特に潜在化しやすい、子供や性犯罪・性暴力被害者への啓発強化

○ このほか、二次被害防止や雇用の安定に向けた啓発など、主に県の役割である広域・専門領域における施策を検討する。

また、関係所属・機関で構成する「広島県被害者支援連絡協議会」の効果的な運営について検討する。